

京都市美容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第108号

京都市美容師法施行細則の一部を改正する規則

京都市美容師法施行細則の一部を次のように改正する。

第1条中「〔法〕という。）」の右に「及び京都市美容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例（以下「条例」という。）」を加える。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(美容師免許証等の掲示)

第7条 開設者は、美容所内の見やすい場所に、当該美容所で美容の業に従事する美容師の美容師免許証又は美容師免許証明書を掲示しておかなければならない。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(美容師が衛生的に美容を行うために必要な措置)

第3条 条例第4条第3号に規定する別に定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 美容の作業中は、清潔な作業衣を着用するとともに、化粧等の顔面に係る作業を行うときは、清潔なマスクを着用すること。
- (2) 洗髪器は、1日に1回以上、洗剤を用いて洗浄することにより、常にその清潔を保つこと。
- (3) 薬事法第2条第2項に規定する医薬部外品若しくは同条第3項に規定する化粧品を美容の作業に使用し、又は薬品を器具類及び布片類の消毒に使用するに当たっては、安全及び衛生の確保に十分留意し、これらを適正に使用すること。
- (4) 救急処置に必要な薬品及び脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料を備え、これらを適正に使用すること。
- (5) 法第7条ただし書の規定により美容所以外の場所で美容の業を行う場合にあつては、必要に応じて、器具類の消毒に必要な薬品及び器具を携帯すること。

本則に次の1条を加える。

(美容所の構造、設備及び施設の管理について講じるべき措置)

第10条 条例第5条第4号に規定する別に定める措置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 美容師が美容の作業を行う美容所内の場所（以下「作業場」という。）の面積は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる面積以上とすること。

ア 美容所内において客が美容のサービスを受けるときに使用する椅子が4脚以上であるとき 2.5平方メートルに当該椅子の数から3を減じた数を乗じて得た面積に、10平方メートルを加えた面積

イ ア以外のとき 10平方メートル

(2) 作業場と区分して待合所（客が待機するための場所をいう。）を設けること。

(3) 天井の高さは、床面から2.2メートル以上とすること。

(4) 器具類及び布片類を洗浄する場所には、給湯設備を設けること。

(5) 美容所内に客が利用することのできる便所を設けること。ただし、当該美容所が設けられている建物内の美容所以外の場所に、当該美容所の客が利用することのできる便所を確保することができる場合は、この限りでない。

(6) 美容所の内部は、設備の清掃及び消毒を行うとともに、ねずみ、蚊、ばえその他の衛生を害するおそれのあるものの駆除を行うことにより、清潔に保つこと。

第1号様式中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、同様式注以外の部分中「あて先」

を「宛先」に、

セットいす	台
-------	---

を

セット椅子	脚
-------	---

 に改める。

第2号様式中「第3条及び第4条関係」を「第4条及び第5条関係」に改める。

第3号様式中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第4号様式中「第5条関係」を「第6条関係」に、「あて先」を「宛先」に改める。

第5号様式中「第7条関係」を「第9条関係」に改め、同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)